

入札説明書

令和 8年 1月 7日
総務部公共施設管理課

1 工事名 狹山市市民健康文化センター空調設備等改修工事

2 工事場所 狹山市大字下奥富 2552 番地 1

3 工期 契約日から令和 8年 8月 31 日まで

4 工事概要

- ・空冷ヒートポンプチラー 1台の更新
- ・FCU12台
 - 1階玄関口 1台・1階フィットネスルーム 1台
 - 1階ホール 3台・1階廊下 2台
 - 2階廊下 2台・大広間舞台 2台
 - 2階ラウンジ 1台
- 計 12台の更新工事
- 上記工事伴う自動制御設備工事、建築工事
電気設備工事一式

5 施工上の諸注意

- ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
- ・工事の実施に際しては監督員・施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
- ・周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
- ・搬入路及び周辺道路については関係部署と協議し事故防止に努めること。
- ・施設利用者の安全及び施設運営に十分配慮して工事を行うこと。
- ・資材置場、作業場については監督員と協議の上決定すること。
- ・部分的に停電が発生する場合は監督員、施設管理者と協議の上承諾を受けたのち、作業を行うこと。
- ・工事期間中施設利用者へ影響がある工事期間については、休館とするため施工工程を早急に提出し、休館期間を短くすることに努めること。
- ・施設の一部を断水し作業を行う場合は、監督員に施工内容及び時期について承諾を受け、作業を行うこと。
- ・音や振動が生ずる作業については、事前に監督員と調整し行うこと。

6 その他

- ・本工事は狭山市市民健康文化センター空調設備等改修工事請負契約約款を適用する。
- ・発注者は、前払い金の請求があった場合は、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金を含めて払う。
- ・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼ

す事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。

受付日時 令和8年1月13日（火）午前10時まで

回答方法 質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。

回答日時 令和8年1月16日（金）午前10時から